

# 土地収用法の改訂版 解説と運用Q&A

土地収用法令研究会 編

A5判・定価(本体5,000円+税)  
送料350円

※送料は平成26年5月時点の料金です。

- 土地収用法の解釈と運用を、実例を基にしたQ&Aでわかりやすく解説します!
- 公共事業の施行に不可欠な土地収用法を使いこなすために必要なQ&Aを約530問集めました!
- 日常業務から東日本大震災などの非常時の手続きまで、「こんなときどうする?」の疑問はこれ1冊で解決です!

Q.津波避難タワーは、土地収用法第3条第32号に該当するか

Q.仲裁に係る土地等が複数の都道府県にまたがる場合、  
仲裁申請の申請先はどのようになるか

Q.なぜ説明会を行わなければならないこととされているのか

Q.都道府県に置く審議会等の委員に  
既に収用委員会の委員である者を任命することは可能か

Q.代表当事者は、自らの代理人を選任することができるか

Q.代理人とすることができるのは  
弁護士等の有資格者に限定されるのか

…などなど、新規で約40問のQ&Aを追加!

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)  
電話受付時間: 平日9時から17時

TEL: 0120-953-431  
FAX: 0120-953-495

Web  
サイト

URL: <http://gyosei.jp>

キリトリ線

申 込 書	<b>土地収用法の解説と運用Q&amp;A 改訂版</b>		部
	A5判・定価(本体5,000円+税)送料350円 コード 5108059-00-000 収用運用Q&A(改訂)		
	◎上記のとおり申し込みます。 御住所(〒 _____ )		平成 年 月 日
	フリガナ 御氏名		TEL
e-mail		@	

※送料は平成26年5月時点の料金です。

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。



株式会社 **ぎょうせい**

本社 東京都中央区銀座7-4-12 104-0061  
本部 東京都江東区新木場1-18-11 136-8575  
TEL: 0120-953-431 / FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

(H26.5)

ISBN978-4-324-09835-6 コード 5108059-00-000 収用運用Q&A(改訂)

●取扱者

**第1章 総則****第1条 この法律の目的**

Q 土地等を収用するには、どのような手続が必要か。

**第2条 土地の収用又は使用**

Q 土地の収用と使用の区分はどのようになっているのか。

Q 国、都道府県又は市町村が起業者のとき、それぞれ国有地、都道府県有地又は市町村有地を収用又は使用することはできるか。

Q 起業者と土地所有者が共有している土地を収用する場合、これは、土地の収用になるのか、それとも権利の収用になるのか。

**第3条 土地を収用し、又は使用することができる事業**

Q 看護師、理容師等の養成のための専修学校及び各種学校は、土地収用法の3条適格があるか。

Q 高等学校の体育館の建設事業は、土地収用法第3条第21号に該当するか、それとも当該学校に欠くことのできない施設として第35号に該当するか。

Q 市役所に附属する駐車場が狭あいとなったので新たに駐車場を増設する事業は、土地収用法第3条第31号に該当するか、第35号に該当するか。

Q 既に当該事業の用に供されている土地を収用するための事業認定はできるか。

**第4条 収用し、又は使用することができる土地等の制限**

Q 土地収用法以外の法律により土地等を収用又は使用することができる事業には、どのようなものがあるか。

Q 起業者が土地収用法第3条各号の一に該当する事業の用に供する目的で取得し、いまだ事業の用に供していない土地は同法第4条に規定する土地に該当するか。

**第5条 権利の収用又は使用**

Q 借家人だけを残して全ての土地所有者及び関係人との任意交渉が成立したが、借家人との交渉がどうしてもまとまらない。借家人について土地収用法上何か手段はないか。

Q 公共施設を設置する場合における鉱業権の消滅及び制限についての実務上の取り扱いはどうしたらよいか。また、鉱業権の収用の裁決の実例はあるか。

Q 事業認定を受けている土地の一部で、起業者自ら所有している土地に地上権が設定されている。この地上権を消滅させるためには別途権利を収用するための事業認定を受ける必要があるか。

Q 「温泉を利用する権利を収用する場合」とは具体的にどのような場合か。また、温泉を利用する権利の収用の裁決の実例はあるか。

Q 「漁業権を収用し、又は使用する場合」とは具体的にどのような場合か。また、漁業権の収用の裁決の実例はあるか。

**第6条 立木、建物等の収用又は使用**

Q 事業の用に供するため必要な場合には、土地とは別に立木、建物等の収用又は使用をすることができるか。

Q 立木、建物等の収用又は使用を必要とする事業には、どのような事業が考えられるか。また、事業認定例はあるか。

**第7条 土石砂れきの収用**

Q 土石、砂れきの収用の実例はあるか。

**第8条 定義等**

Q A市がB市において公共施設等をつくるときは起業者となりうるか。

Q 国が起業者であるが、土地の取得、施設の建設、施設の管理をそれぞれ別の行政機関が行うとき、起業者の名称はいかにすればよいのか。

Q 用地の代理取得を行う者(例えば土地開発公社)が本来の事業の施行者にかわって起業者となりうるか。

Q 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、道路法第19条において管理の特例が規定されているが、この規定によりA県とB県の境界にある県道をB県で改築することとなったが、B県はA県内に含まれる道路についても起業者となりうるか。

Q 農地を宅地にする目的で農地法第5条の許可を受けずに売買され、売買契約時には農地であったが裁決時において宅地となっている場合、収用委員会は土地所有者を売主とすべきか、買主とすべきか。

Q 仮処分権者は、土地収用法上どのように取り扱われるか。

Q 土地を収用する場合、当該土地にある建物内に動産のみを所有する者は関係人に該当するか。

Q 一筆の土地の一部を収用するとき、その一筆の収用しない部分に借地権又は耕作権がある場合、当該借地権者又は耕作権者は関係人に該当するかの。

Q 妻の名義で賃借している土地を収用する場合に、その土地の上に夫が家屋を建築所有しているとき、当該夫は土地収用法上どのように取り扱われるか。

Q 土地に関する権原がなく建物を所有している者(不法占有者)は、関係人となるか。

Q 起業地内に社宅、官舎等がある場合、そこに居住する人々は土地収用法上の関係人になるか。また、補償はどのように考えていくべきか。

Q いわゆる総有関係にある土地につき、その構成員により登記がなされている場合、各構成員は土地収用法上の関係人となりうるか。

**第9条 起業者の権利義務の承継**

Q 事業の承継があるか否かは、どのような方法によって確認できるか。

Q 起業者の変更の場合の手続承継に関して、土地収用法第10条に規定されているにもかかわらず、起業者の権利義務の承継について同法第9条が設けられているのはなぜか。

**第10条 手続の承継**

Q 収用手続開始の登記後、土地所有者Aが死亡し、相続人Bが当該土地の所有者となった。この場合、Aが収用委員会の審理の席で主張した移転困難な場合の収用請求、替地補償の請求などは、Bに変わった後も有効と考えられるか。

**第10条の2 取得した土地の管理**

Q 土地収用法第10条の2を設けた趣旨は何か。

**第2章 事業の準備****第11条 事業の準備のための立入権**

Q 起業者が、土地収用法第11条の規定により都道府県知事に立入りの許可を申請する場合、立ち入ろうとする土地の区域についてはどの程度まで記載すれば足りるか。

Q 都市計画事業や住宅地区改良事業の準備のため土地収用法第11条以下の規定による立入り等はできるか。

Q 同一地区内にかつ同一期間中に、二以上の申請がある場合、それぞれの立入りを許可できるか。

Q 土地収用法第11条の知事の許可に対して、不服申立てをすることができるか。

Q 立入りの許可を受けた起業者が測量会社に立入測量を委任し、測量会社がその社員を選任して立入測量を行うことは可能か。

**第12条 立入の通知**

Q 起業者の職員が命を受けて立入測量を行うとき、立入りの通知は起業者の名義ですべきか、当該職員の名義ですべきか。

Q 起業者より立入りの通知を受けたので、市町村の長は、直ちにその旨を土地の占有者に書留郵便で通知を行ったが、現在その者が長期不在とのことで返送されてきた場合、どのように処理したらよいか。また、占有者にかえてその土地所有者に通知することをもって足りるか。

Q 宅地又は垣、さく等で囲まれている土地に立ち入ろうとする時には、なぜ、あらかじめその旨を占有者に告げなければならないのか。また、同様の土地に日出前又は日没後において立ち入ることができないのはどういう理由からか。

**第13条 立入の受忍**

Q 立入りの拒否等ができる「正当な理由」とはどんなことか。

Q 土地を占有していない所有者が、土地収用法第11条の立入りについて正当な理由があるとして、立入りを拒めるか。

**第2章の2 土地等の取得に関する紛争の処理****第3章 事業の認定等****第3章の2 都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会等****第4章 収用又は使用の手続****第5章 収用委員会****第6章 損失の補償****第7章 収用又は使用の効果****第8章 収用又は使用に関する特別手続****第9章 手数料及び費用負担等****第9章の2 行政手続法の適用除外****第10章 不服申立て及び訴訟****第11章 雑則****第12章 罰則**